

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成29年9月19日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92, 614

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

678, 833

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	258,901
姫路市	139,928
尼崎市	129,057
明石市	82,797
西宮市	132,048
洲本市	12,832
芦屋市	26,709
伊丹市	55,221
相生市	8,527
豊岡市	23,290
加古川市	73,945
たつの市	21,692
赤穂市	13,692
西脇市	11,563
宝塚市	64,503
三木市	22,107
高砂市	25,593
川西市	44,502
小野市	13,318
三田市	31,564
加西市	12,559
篠山市	11,920
養父市	6,975
丹波市	18,281
南あわじ市	13,650
朝来市	8,783
淡路市	12,883
宍粟市	11,001
加東市	10,914
猪名川町	8,619
多可町	6,065
稲美町	8,694
播磨町	9,451
神河町	3,355
市川町	3,618
福崎町	5,276
太子町	9,229
上郡町	4,446
佐用町	5,084
香美町	5,264
新温泉町	4,284